

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	内水面における水産動植物の採捕の許可			根拠条項	第33条第1項		
審査基準	<p>1 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が次の各号のいずれかに該当する場合 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 暴力団員等であること。 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。 ・漁業調整のため必要があると認める場合 <p>2 1の要件を満たした者について、許可方針により許可する</p>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日